

令和5年5月2日

各県立学校長様

教 育 長
(豊かな心と身体育成課)
(学校経営戦略推進課)

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後における新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県立学校の対応について (通知)

新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行します。

これに伴い、令和5年5月8日以降は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」に基づき、感染症対策に取り組んでください。

なお、令和4年8月26日付け豊かな心と身体育成課長通知「幼児児童生徒に新型コロナウイルス感染症（疑い）発生時の県立学校における対応について」は、令和5年5月7日をもって廃止しますので、その後、幼児児童生徒に新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、上記マニュアル等を参考にするほか、次のとおり対応してください。

- 1 5類感染症移行後も、豊かな心と身体育成課や保健所において県内学校における感染状況を把握し、感染症対策に活用するため、幼児児童生徒の感染が判明した場合は、「学校等欠席者・感染症情報システム」に当該幼児児童生徒の欠席情報等を速やかに入力してください。
- 2 感染拡大防止のため、臨時に学校の全部又は一部休業の措置が必要と思われる場合は、別紙「学級閉鎖等臨時休業措置の決定及び解除の流れについて」により豊かな心と身体育成課に意見具申を行い、措置決定後は、「学校等欠席者・感染症情報システム」に臨時休業措置の内容を速やかに入力してください。

参考：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

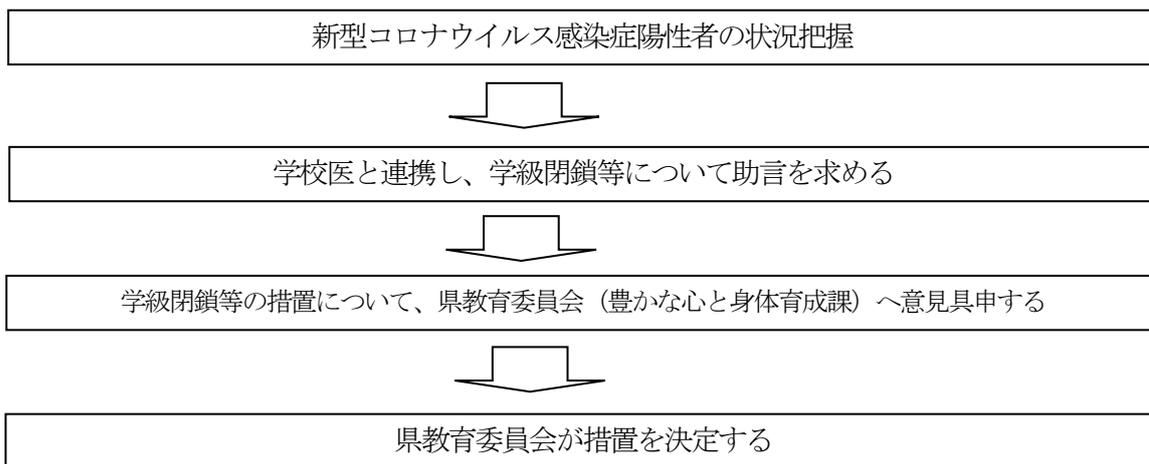
担当 健康教育係
電話 (082)513-5036 (ダイヤルイン)
(担当者 三塩)

担当 学校経営支援担当
電話 (082)513-4966 (ダイヤルイン)
(担当者 西山)

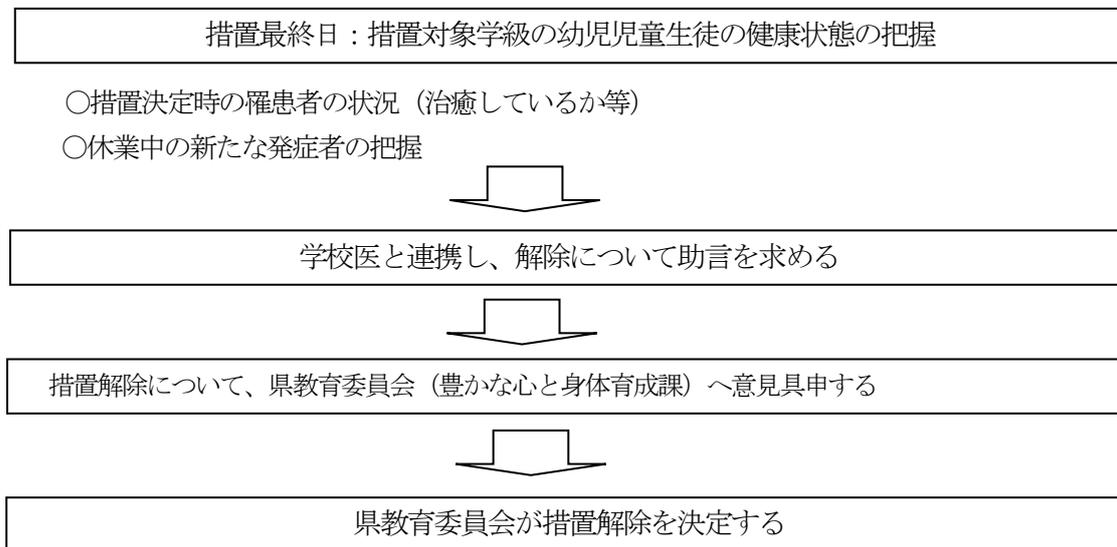
(別 紙)

学級閉鎖等臨時休業措置の決定及び解除の流れについて

① 決定について



② 解除について



○土・日曜日や祝祭日に解除の判断を求める場合は事前に学校医と連携し、当日、助言が求められる体制を確保しておくこと。